

牛久市除染実施計画
< 第 4 版 >

令和 8 年 1 0 月

牛 久 市

牛久市除染実施計画

＜第4版＞

目次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	2
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	4
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	6
5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	9
6. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	10
7. その他の事項	10
資料	11

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として発生した放射性物質の飛散は関東地方を含む広範囲に広がり、牛久市においても、これによる健康または生活環境に及ぼす影響について市民の不安が生じています。

牛久市は、市民の不安を解消し、原子力発電所の事故前の暮らしを取り戻すことを目的に、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます。）に基づき除染等の措置等に取り組み、平成 26 年 3 月末までに追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下にすることを目指します。

除染にあたっては、成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもへの対応に十分配慮することが必要であることから、小中学校、幼稚園、保育園、公園やスポーツ施設など日常生活の中で子どもが多く利用する施設・場所を最優先に除染を実施していきます。

なお、除染等の措置等については、前例のない取り組みであり、効果的・効率的な方法を見極めながら実施していく必要があります。

また、作業の進捗や空間放射線量率の推移等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

平成 23 年 9 月 29 日に文部科学省より発表された航空機モニタリング調査結果及び除染関係ガイドライン（環境省）に基づき、牛久市が市内の空間放射線量率を調査した結果、市内全域で空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上であったため、市内全域を本計画の対象とします。

区域	空間放射線量率の 範囲（ μ Sv/h）	平均空間放射線量率 （ μ Sv/h）
牛久町	0.24～0.31	0.26
城中町	0.22～0.27	0.24
新地町	0.24～0.27	0.25
遠山町	0.22～0.27	0.24
庄兵衛新田町	0.24～0.27	0.25
東獺穴町	0.16～0.28	0.23
女化町	0.23～0.26	0.25
さくら台	0.15～0.28	0.23
田宮町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
柏田町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
猪子町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
東大和田町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
中根町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
下根町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
岡見町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
上太田町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
結束町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
久野町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
桂町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
井ノ岡町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
奥原町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
島田町	0.23 以上（航空機モニタリング）	
正直町	0.23 以上（航空機モニタリング）	

小坂町	0.23 以上（航空機モニタリング）
福田町	0.23 以上（航空機モニタリング）
刈谷町	0.23 以上（航空機モニタリング）
栄町	0.23 以上（航空機モニタリング）
田宮	0.23 以上（航空機モニタリング）
南	0.23 以上（航空機モニタリング）
中央	0.23 以上（航空機モニタリング）
神谷	0.23 以上（航空機モニタリング）
上柏田	0.23 以上（航空機モニタリング）
ひたち野東	0.23 以上（航空機モニタリング）
ひたち野西	0.23 以上（航空機モニタリング）

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

特措法及び同法に基づく基本方針では、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、東京電力が一義的な責任を負い、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負う国が対策を講じ、地方公共団体は、当該地域の自然的社会的条件に応じて、国の施策に協力するとしています。一方で、国民は、国又は地方公共団体が実施する環境汚染への対処に関する施策に協力するよう努めるとしています。

除染等の措置等は、特措法第 35 条に基づき、以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
子ども関連施設（次頁別表参照）	牛久市・施設管理者
公共施設	牛久市・茨城県・国・独立行政法人
通学路（側溝含む）	牛久市・茨城県・国
民有地	牛久市
生活圏隣接の森林、農地、牧草地	牛久市・茨城県・国・所有者及び使用者

市立の小中学校、幼稚園、保育園、公園、スポーツ施設など子どもが多くまたは長時間利用する施設は、牛久市が除染等の措置等を実施します。

私立幼稚園、私立保育園は、施設管理者と協議の上、市が除染等の措置等を実施します。

なお、実施にあたり、清掃等の簡易的な除染については、施設管理者等のご協力をいただくことになります。

民有地は、牛久市が主体となり、所有者や使用者のご協力をいただき除染等の措置等を実施することとします。

生活圏隣接の森林、農地、牧草地は、具体的に除染等の措置等をする対象について、今後、国・県、所有者及び使用者と協議し定めることとします。

別表

子ども関連施設

施設区分	対象施設
保育園	市立保育園、私立保育園
幼稚園	市立幼稚園、私立幼稚園
小学校	市立小学校
中学校	市立中学校
公園	公園（測定データは、巻末の資料参照） 牛久自然観察の森
スポーツ施設	運動公園、運動広場
その他の施設	児童クラブ、教育センターきぼうの広場、こども発達支援センターのぞみ園、集会施設に隣接した子どもの遊び場

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内では、除染関係ガイドライン（平成 25 年 5 月第 2 版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。令和 7 年 7 月 14 日改定。）の内容に従い除染を行います。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、除染前に空間放射線量率を測定し、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量率の高いところを中心に、適切な措置を行います。また、除染が適切に実施されたことを確認するため、除染後は同一位置で空間放射線量率を測定し、除染の効果を確認します。

なお、事前測定の結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。

除染対象	除染作業等	内 容（下記から必要な措置を選択します）
公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するもの（通学路を含む）	建屋の洗浄	・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等、高圧洗浄 ・柵等の拭取り、高圧洗浄、スチーム洗浄、削り取り
	アスファルト等の除染	・ブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高圧洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去、高圧洗浄 ・人工芝における目砂の除去、入替え
	砂利及び碎石による被覆面の除染	・砂利及び碎石の高圧洗浄
	砂利及び碎石の除去及び被覆	・庭等における砂利及び碎石の除去 ・汎用品を用いた砂利及び碎石の被覆による原状回復
	表土除去及び客土	・庭等における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は汎用品を用いた客土・圧密による原状回復
	天地返し	・庭等における表土等の上下層の入替え
	土地表面の被覆	・汚染されていない汎用品の土等による被覆
	草木除去	・常緑樹に対する枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草 ・芝の剥取り、汎用品を用いた張替え
上記以外の公共施設、集合	建屋の洗浄	・屋上、壁面の清掃、拭取り（人が立ち入る付近に限る）

住宅等		・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等（人が立ち入る付近に限る）
	アスファルト等の除染	・アスファルト等のブラシ洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・常緑樹に対する枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
道路	路面洗浄等	・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄 ・歩道洗浄、除草
	側溝の清掃	・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄
	法面の除草	・除草
戸建住宅	家屋の除染	・壁面等の清掃、拭取り（人が立ち入る付近に限る） ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等（人が立ち入る付近に限る）
	コンクリート等の除染	・コンクリート等のブラシ洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・常緑樹に対する枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
生活圏隣接の森林	枝打ち・落葉除去等	・常緑樹に対する枝葉の剪定、枝打ち ・落葉の除去、除草
農地（以下に掲げるものを除く。）	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
	農地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布
	除草等	・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る。）	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	・樹皮の洗浄 ・枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去
	除草等	・除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
牧草地	除草	・除草
	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
	牧草地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種
	その他除草等	・畦畔及び農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去

* 「砂利及び碎石による被覆面の除染」と「砂利及び碎石の除去及び被覆」について

ては、原則としていずれか一つの措置を行うものとします。

＊「表土除去及び客土」、「天地返し」と「土地表面の被覆」については、原則としていずれか一つの措置を行うものとします。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

牛久市は、子どもへの対応に十分配慮し、子ども関連施設の除染を最優先に、下記のスケジュールで除染に取り組めます。除染の実施後も空間放射線量率の測定を行い、必要な措置を講じて参ります。

個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、除染の進捗状況を確認し、または空間放射線量率の測定の状況によって、必要な場合は除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小中学校、幼稚園、保育園		線量把握・ 除染実施		
公園、スポーツ施設など		線 量 把 握・ 除 染 実 施		
公共施設等		線 量 把 握・ 除 染 実 施		
通学路（側溝含む）		線 量 把 握・ 除 染 実 施		
民有地（戸建住宅・集合住宅）		線 量 把 握・ 除 染 実 施		
生活圈隣接の森林、農地、牧草地			上記施設等の 除染の進捗状況 を確認したうえで、実施 も含め今後協議します	

6. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において埋設保管などの方法により適切に管理することを基本とします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

なお、除染対象敷地（施設）内での管理が困難な場合は、市の仮置場が確保でき次第、仮置場で適切に保管することとします。

また、除染に伴って発生した除去土壌等の処分については、特措法に基づく各基準及び国が示した「除染関係ガイドライン」、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」等に沿って、地形、地質、気象その他の自然・社会状況を勘案した市内の適切な場所において実施することとします。

7. その他の事項

- （１）特措法における基本的な考え方を踏まえ、除染等の措置等の進捗状況や、国や県の方針等により、適宜、計画の見直しを行っていきます。
- （２）除染実施計画は、策定、計画内容の見直しに伴い、都度、公表していきます。
- （３）子どもが多くまたは長時間利用する施設・場所については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。
- （４）空間放射線量率の測定結果及び除染の実施状況や除染による効果については、広報紙やホームページ等で随時公表します。

資料 市内公園の空間放射線量率（平成 24 年 2 月 3 日～21 日測定）

町名	公園名称	所在	空間放射線量率 (μSv/h)	
			施設内平均	町平均
牛久町	サンガーデン南裏公園	牛久町 2461-6	0.24	0.26
	いぶき野団地公園（南公園）	牛久町 2924-8	0.24	
	秋住団地南公園	牛久町 2980-25	0.24	
	南裏西公園	牛久町 2559-2、城中町 1510-4	0.25	
	いぶき野団地公園（北公園）	牛久町 3122-6	0.27	
	区民憩いの場 防災五反田	牛久町 3196-1	0.27	
	秋住団地北公園	牛久町 2968-14、19	0.31	
田宮町	第 2 つつじが丘第 3 公園	田宮町 466-9	0.20	0.25
	第 2 つつじが丘第 2 公園	田宮町番外 1-195	0.21	
	第 2 つつじが丘第 4 公園	田宮町 391-89	0.21	
	つつじが丘南公園	田宮町 531-220、221	0.23	
	つつじが丘第 1 街区公園	田宮町 786-5	0.24	
	第 6 つつじが丘公園 B	田宮町 1071-42、47	0.25	
	第 6 つつじが丘公園 A	田宮町 1082-55	0.27	
	つつじが丘東公園	田宮町 576-133	0.27	
	つつじが丘北公園	田宮町 531-54	0.27	
	第 3 つつじが丘公園	田宮町 27-23	0.29	
	第 3 つつじが丘公園 1	田宮町 231-24	0.29	
柏田町	神立公園	柏田町 3253-116	0.26	0.27
	一厚東公園 3	柏田町 3613-864	0.26	
	猪子公園	柏田町 3050-23	0.27	
	第 1 次トーホー公園	柏田町 1020-2	0.28	
猪子町	にこにこ公園	猪子町 992-444	0.29	0.29
東端穴町	東端穴公園	東端穴町 1131-19	0.22	0.22
下根町	上池親水公園	下根町 1315・岡見町 2072	0.30	0.30
岡見町	岡見保育所跡地公園	岡見町 1449-1、1450、1445	0.29	0.30
	上池親水公園	下根町 1315・岡見町 2072	0.30	
女化町	明治天皇記念碑公園	女化町 101-1	0.17	0.17
桂町	桂工業団地公園 1	桂町 2200-15	0.29	0.30
	桂工業団地公園 2	桂町 2200-16	0.30	
奥原町	奥原工業団地公園 2	奥原町 1650-54	0.22	0.26
	奥原工業団地公園 1	奥原町 1650-81	0.24	
	奥原工業団地公園 3	奥原町 1650-42、43、46、48、49	0.28	
	奥原金比羅公園	奥原町 2830	0.29	
刈谷町	刈谷第 5 街区公園	刈谷町 3 丁目 183	0.26	0.28
	刈谷第 2 街区公園	刈谷町 1 丁目 175	0.27	
	刈谷第 4 街区公園	刈谷町 4 丁目 231	0.29	
	刈谷第 3 街区公園	刈谷町 1 丁目 173	0.31	
栄町	栄町第 3 街区公園	栄町 3 丁目 214	0.27	0.30
	栄西第二公園	栄町 2 丁目 35-88	0.27	
	栄西第一公園	栄町 1 丁目 56-64	0.30	
	栄町第 2 街区公園	栄町 4 丁目 208	0.35	

田宮	田宮東街区公園	田宮 2 丁目 61-3	0.28	0.31
	牛久西口公園	田宮 3 丁目 11-3	0.30	
	一厚東公園 2	田宮 2 丁目 8-10	0.31	
	田宮東緑地公園 1	田宮 2 丁目 65-18	0.31	
	田宮東緑地公園 2	田宮 3 丁目 5-26	0.33	
南	南・三角公園	南 6 丁目 23-34	0.18	0.24
	サンガーデン牛久南公園	南 5 丁目 5-38	0.20	
	南・タイヤ公園	南 6 丁目 6-66	0.21	
	緑ヶ丘中央公園	南 3 丁目 24-5	0.22	
	東みどり野南公園	南 7 丁目 53-16、17	0.23	
	東みどり野北公園	南 3 丁目 26-1	0.24	
	グリーンタウン公園	南 4 丁目 10-53	0.24	
	緑ヶ丘南公園	南 5 丁目 11-10	0.25	
	みどり野第 3 街区公園	南 4 丁目 14-6、7	0.26	
	みどり野第 4 街区公園	南 1 丁目 23-7、8、9	0.26	
	東みどり野南第 2 公園	南 7 丁目 53-1	0.26	
	藤塚公園	南 1 丁目 10-40、63	0.26	
	東区児童公園	南 2 丁目 26-5	0.27	
	ふれあい橋西公園	南 5 丁目 15-1	0.27	
	ロイヤルレジデンス児童広場	南 2 丁目 30-2	0.28	
中央	牛久ステーションパーク	中央 5 丁目 14-21、20	0.21	0.26
	キャノン公園	中央 4 丁目 15-1	0.26	
	駅東はなとふれあい公園	中央 5 丁目 5-1	0.26	
	築山公園	中央 2 丁目 7	0.30	
神谷	本町第 1 街区公園	神谷 6 丁目 46-4	0.20	0.26
	NKホーム公園	神谷 6 丁目 20-15	0.21	
	ふれあい橋東公園	神谷 6 丁目 13-29、7	0.24	
	緑ヶ丘公園 1	神谷 6 丁目 7-5	0.24	
	東公園	神谷 1 丁目 34-6	0.24	
	神谷公園 5	神谷 2 丁目 34-49	0.25	
	20 次トーホー公園(南公園)	神谷 5 丁目 32-22、21	0.25	
	神谷公園 1	神谷 2 丁目 1-34、58	0.26	
	ミニゴルフ横公園 1	神谷 2 丁目 33-3	0.27	
	第 14 次トーホー公園(サカ公園)	神谷 2 丁目 19-6	0.28	
	柏田台さくら公園	神谷 5 丁目 20-10、9	0.28	
	神谷公園 4	神谷 2 丁目 4-59	0.28	
	三角公園	神谷 1 丁目 45-2	0.29	
	神谷公園 2	神谷 2 丁目 7-45	0.29	
	神谷公園 3	神谷 2 丁目 34-41	0.29	
	ミニゴルフ横公園	神谷 2 丁目 40-15	0.30	

さくら台	さくら台1丁目公園	さくら台1丁目44-4	0.15	0.23
	さくら台公園	さくら台1丁目65-5	0.20	
	ロマネ第3(B)公園	さくら台3丁目7-13, 14	0.21	
	柏田台小公園	さくら台2丁目3-10	0.21	
	貯水池公園	さくら台1丁目26-11、12	0.21	
	かしの木台公園	さくら台1丁目12-10、11、15-1、2	0.22	
	ちびっ子公園	さくら台1丁目27-22、23	0.22	
	さくら台1丁目北公園	さくら台1丁目34-29	0.22	
	さくら台青空公園	さくら台1丁目6-9	0.22	
	なかよし公園	さくら台1丁目17-26	0.22	
	柏田台さきりん公園	さくら台3丁目1-34、35	0.22	
	女化街道公園	さくら台2丁目11-6	0.22	
	女化街道公園2	さくら台2丁目11-19	0.22	
	六建さくら公園	さくら台1丁目51-4	0.23	
	女化西区三角公園	さくら台3丁目33-22、23、40	0.23	
	さくら台タイヤ公園	さくら台1丁目60-3、4	0.23	
	女化街道横公園	さくら台2丁目15-1	0.24	
	ロマネ第4公園	さくら台3丁目19-9	0.24	
	夢彩多街・さくら台公園	さくら台1丁目20-33	0.24	
	柏田台小公園2	さくら台2丁目5-28	0.24	
	女化西区C公園	さくら台3丁目54-4	0.24	
	ロマネ第2公園	さくら台3丁目23-22	0.25	
	女化西区南台公園2	さくら台2丁目32-12	0.25	
	女化西区A公園	さくら台3丁目1-7	0.26	
	女化西区南台公園1	さくら台2丁目32-16	0.26	
	柏田台さきりん公園	さくら台3丁目1-4	0.26	
	ロマネ第1公園	さくら台3丁目10-1	0.27	
	女化西区中央公園	さくら台3丁目28-14、15、16	0.28	
上柏田	柏田第1街区公園	上柏田2丁目24-12	0.22	0.26
	柏田第3街区公園	上柏田4丁目7-9	0.23	
	松ヶ丘団地公園	上柏田4丁目25-14	0.24	
	竹の台公園	上柏田2丁目16-1	0.29	
	柏田第4街区公園	上柏田4丁目23-12	0.32	
ひたち野東	東下根地区3号街区公園	ひたち野東3丁目15-9	0.12	0.28
	ひたち野7号公園	ひたち野東3丁目29	0.25	
	牛久北部地区4号街区公園	ひたち野東1丁目2-3	0.27	
	東下根地区1号街区公園	ひたち野東2丁目23-3	0.31	
	牛久北部地区6号街区公園	ひたち野東5丁目18-5	0.31	
	ひたち野さくら公園	ひたち野東5丁目32	0.32	
	ひたち野おやま公園	ひたち野東2丁目15-1	0.35	
ひたち野西	ひたち野みずべ公園	ひたち野西1丁目20	0.24	0.28
	牛久北部地区1号街区公園	ひたち野西2丁目14-1	0.26	
	牛久北部地区5号街区公園	ひたち野西4丁目29-1	0.28	
	牛久北部地区2号街区公園	ひたち野西4丁目19-1	0.33	